

各位

会 社 名 株式会社ジャムコ 代 表 者 代表取締役会長 阿部 俊之 (コード番号 7408 東証プライム) 問合せ先 執行役員 I R担当 夏井 孝之 (TEL. 042-503-9145)

定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を 2024 年 6 月 26 日開催予定の当社第 84 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)について一部追加を行うものであります。
- (2) 株主総会及び取締役会の機動的な運営を図るべく、現行定款第 15条(招集権者および議長)及び第 26条(取締役会)に定めるそれぞれの機関の招集権者及び議長に関する規定に所要の変更を行うものであります。
- (3) 当社は執行役員制度を採用し、役付執行役員を選定していることを踏まえ、「第7章 執行役員」を新設し、関連する条文を第43条(執行役員および役付執行役員)として新設するものであります
- (4) 上記の変更に伴い、章及び条数の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的	第2条 (現行どおり)
とする。	
(1)航空機の製造、修理、改造、整備およ	(1)航空機 <u>(無人航空機を含む。以下同</u>
び販売	<u>じ。)</u> の製造、修理、改造、整備および
	販売
(2) ~ (19) (条文省略)	(2)~(19) (現行どおり)
第2章 (条文省略)	第2章 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)

現行定款

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがあ 第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがあ る場合を除き、取締役会の決議に基づ いて取締役社長が招集し、その議長と なる。ただし、取締役社長に欠員また は事故あるときは、あらかじめ取締役 会において定めた順序により、他の取 締役がこれを招集し、その議長とな

第4章 取締役および取締役会 (取締役会)

る。

- める事項のほか、会社の業務執行に関 する重要な事項を決定する。
 - 2. 取締役会は、取締役社長が招集し、 議長となる。取締役社長に欠員または 事故あるときは、取締役会においてあ らかじめ定めた順序により、他の取締 役が取締役会を招集し、議長となる。

3.~6. (条文省略)

第5章~第6章 (条文省略)

(新 設)

(新 設)

第7章 計 算 第 43 条~第 46 条 (条文省略)

変更案

- る場合を除き、取締役会の決議に基づ いて定める取締役が招集し、その議長 となる。ただし、当該取締役に欠員ま たは事故あるときは、あらかじめ取締 役会において定めた順序により、他の 取締役がこれを招集し、その議長とな る。
- 第4章 取締役および取締役会 (取締役会)
- 第 26 条 取締役会は、法令または本定款に定 第 26 条 取締役会は、法令または本定款に定 める事項のほか、会社の業務執行に関 する重要な事項を決定する。
 - 2. 取締役会は、取締役会の決議に基づ いて定める取締役が招集し、議長とな る。当該取締役に欠員または事故ある ときは、取締役会においてあらかじめ 定めた順序により、他の取締役が取締 役会を招集し、議長となる。

3.~6. (現行どおり)

第5章~第6章 (現行どおり)

第7章 執行役員

(執行役員および役付執行役員)

- 第43条 執行役員は、取締役会の決議によっ て選任する。なお、執行役員の選任、 退任、身分、職務等については、取締 役会で定める規程による。
 - 2. 取締役会は、その決議によって、社 長執行役員、副社長執行役員、専務執 行役員、常務執行役員、その他取締役 会で定める役付執行役員各若干名を定 <u>めるこ</u>とができる。

第8章 計 算

第 44 条~第 47 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024 年6月 26 日 (予定) 定款変更の効力発生日 2024 年6月 26 日 (予定)

以上